

「法人事業概況説明書」の様式が改訂されます。

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

国税庁においては、事業者におけるデジタルの更なる活用を進めることにより、単純誤り防止による正確性の向上が図られるなど、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告を実現できる環境を目指しています。

今般、事業者の方々のデジタル化の状況を含め、その法人の経理状況等を把握するため、令和6年3月1日以後終了事業年度分より使用していただく法人事業概況書の様式を改訂します。

電子帳簿保存法の適用状況

- 「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、これまで会計ソフト名の末尾に「●●ソフト（軽減）」と記載していただいたところ です。
- 今回の改訂により、新たに設けた「電帳法適用状況」欄の「優良」に「○」を付していただくことで、会計ソフト名の末尾に「（軽減）」の記載が不要となりました。

年末調整関係書類の電子化の状況

- 年末調整事務における電子化の状況を把握するため、新たに「年末調整関係書類の電子化の状況」欄を設けました。
※ この項目は、源泉所得税の税理士関与がない場合は、記載を省略していただいても差し支えありません。

